

静岡市自主運行バス(ゆいばす・由比蒲原病院線)の運賃改定について

1 協議概要

道路交通法第4条の規定により運行する由比地区自主運行バス(ゆいばす)及び由比・蒲原病院線について、先に協議しました井川線及び両河内線(大平・板井沢・但沼系統)(同法第78条第2号)同様に運賃改定を実施する。

改定方針は、地域間の乗客の公平性を確保するため、公費を投じる旅客運送事業において、統一的な運賃体系の設定を目的に令和8年度から運行を開始する地元自治会やNPO法人が運営主体となる運行(静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行)と均衡を図ることとする。

上記より、以下に示す改定(案)について本会(書面開催)に諮る。

2 スケジュール

1月26日(月)	改定(案)の報告(第29回 静岡市地域公共交通会議)
1月30日(金)～2月15日(日)	意見募集
2月20日(金)	協議文書発送
3月3日(火)	書面回答締切(第4回 運賃協議分科会)

3 改定(案)の概要

(1)ゆいばす

- ・静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行と均衡を図る。
- ・上記を改定の原則とした上で、従前からの変更戸惑いが生じないように、運賃が変わる区域(ゾーン)の設定を簡素化する。(均一運賃から北部と南部の2つのゾーン制運賃に変更)
- ・小人運賃の対象範囲を「高校生以下」から「小学生以下」に変更する。
- ・新たに由比蒲原病院と乗り継ぎが発生した場合の運賃を設定する。

(2)由比・蒲原病院線

- ・静岡市交通空白地における自家用有償旅客運送事業費補助金要綱に基づく運行と均衡を図る。
- ・上記を改定の原則とした上で、従前の運賃体系からの変更戸惑いが生じないように、運賃が変わる区域(ゾーン)の設定を簡素化する。(現行同様、由比地区と蒲原地区の2つのゾーンを設定)
- ・小人運賃の対象範囲を「高校生以下」から「小学生以下」に変更する。
- ・新たにゆいばすと乗り継ぎが発生した場合の運賃及び定期乗車券を設定する。

4 改定(案)の詳細

- ・由比地区自主運行バス:別紙1-1 参照
- ・由比・蒲原病院線:別紙1-2 参照